



® 平成 30 年 3 月 26 日 (月)

No. 14654 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆発信者情報開示請求事件における知的財産権… (1)

☆特許庁告示第1号…………… (8)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (9)

発信者情報開示請求事件における 知的財産権

所沢市役所総務部文書行政課

弁護士・弁理士 森 修一郎

1 はじめに

(1) インターネットの発展に伴い、ネット上での権利侵害行為が増加している。これらの権利侵害には、名誉棄損やプライバシー侵害のほか、著作権侵害や不正競争行為・商標権侵害等がある。

ネット上での権利侵害行為に対する対応は、侵害行為の差止や損害賠償の請求等を行うことが考えられる。

侵害行為(掲示板への書き込み等)に対しては、当該掲示板の管理者等に、当該書き込みの削除を求める等の対応も考えられるが、侵害行為者(発信者)に対して、直接、損害賠償請求等を行おうとしても、ネットの匿名性から、侵害行為者を特定することが困難である。

そこで、侵害行為者に関する情報を有する者に対して発信者情報の開示を求め、侵害行為者を特



鈴 榮 特 許 綜 合 事 務 所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電 話 東京03(6722)0800(大代表) URL <http://www.s-sogo.jp/>

所 長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)
副所長 ※弁理士 野河 信久(電子・通信)
理 事 弁理士 郷飼 健(生命工学)
理 事 弁理士 矢頭 尚之(電子・通信)
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)
△※弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁理士)
弁理士 永島 建治(機械)
※弁理士 角田さやか(機械)
※弁理士 清水千恵子(海外商標)
※弁理士 矢野ひろみ(海外商標)
※弁理士 馬淵 繁(電気・通信・情報処理)
弁理士 土田 新(機械・バイオ)
弁理士 石井満和子(商標意匠・不正競争)

所長代行 ※弁理士 小出 俊實(商標意匠・不正競争)
□弁理士 金子 博人(知的財産法務)
理 事 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)
常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)
※弁理士 佐藤 立志(電子・通信・ソフトウェア)
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)
※弁理士 宮田 良子(電気・電子)
※弁理士 朝倉 傑(電子・通信)
※弁理士 石川 真一(機械・バイオ)
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
弁理士 飯田 浩司(機械・電気・バイオ・医療機器)
弁理士 辻本 典子(バイオ)

所長代行 弁理士 福原 淑弘(電気・電子・通信)
主 監 弁理士 井上 正(電子・情報・通信)
理 事 弁理士 森川 元嗣(機械)
常務顧問 弁理士 河野 直樹(化学)
※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争)
※弁理士 金子 早苗(化学)
弁理士 堂前 俊介(電気・電子)
※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)
弁理士 中島 千尋(機械・制御)
弁理士 柴田紗知子(物理)
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)
弁理士 佐藤明日香(電気・通信)

○米国パテントエージェント(合格) ※付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ニューヨーク州弁理士 □顧問弁理士

【顧問法律事務所】弁理士法人 内田・鮫島法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>

定する必要がある¹。

(2) ここで、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」という。)は、4条において、「特定電気通信役務提供者」に対する発信者情報の開示請求について規定している²。

「特定電気通信役務提供者」とは、ウェブサイトの管理者(ホスティングプロバイダ)やインターネットサービスプロバイダ(経由プロバイダ)等である。また、「発信者情報」とは、発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名(名称)、住所、発信者の電子メールアドレス、IPアドレス等である。

すなわち、発信者情報開示請求は、侵害行為者を特定するために、侵害行為が行われているウェブサイトのサーバの管理者等に対して、侵害者(発信者)に関する情報(氏名、住所、IPアドレス等)の開示を求めるものである。

同条1項では、発信者情報の開示の要件が規定されており、①「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」及び②「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けべき正当な理由があるとき」のいずれも満たす場合に、発信者情報の開示を請求することができる旨定める。

(3) 同条は、実体法上の開示請求権を規定するものであり、被侵害者は、裁判外でも「特定電気通信役務提供者」に対して、「発信者情報」の開示を請求することができる。

したがって、被侵害者が裁判外で情報開示を請求した場合、請求を受けた者は、任意に開示する場合もある。ただ、インターネット上の表現行為は表現の自由にも関わるものであり、また、個人情報保護等の観点から、請求を受けた者が安易に開示した場合、発信者の権利を侵害するおそれがある。

このため、被請求者は、上記の①②について検討し、開示するかを慎重に判断する必要がある³。

(4) 請求を受けた者が、上記①②の要件を満たさ

ないと判断した場合又は判断が難しい場合等、任意の開示が行われなければ、訴訟(又は仮処分)により開示を求めることになる。

訴訟における発信者情報開示請求事件においては、上記要件①の「権利が侵害されたことが明らかであるとき」の要件該当性の判断で、著作権侵害行為等が実質的な争点となる。なお、②の要件は、「損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他…正当な理由があるとき」とあるとおり、比較的認められやすい要件である。

以下では、著作権侵害や不正競争行為等を理由とした発信者情報開示請求事件の判決を紹介・検討する。

2 著作権侵害が主張された発信者情報開示請求事件

①東京地判平29・10・2(平29(ワ)21232号)[公約文事件]

<事案の概要>

原告は、某空手団体の代表選挙に立候補した際に作成した公約文の著作権者であると主張し、インターネット上の掲示板「2ちゃんねる」に投稿された記事により、原告の著作権(送信可能化権)等が侵害された旨主張して、被告(経由プロバイダ)に対して、発信者情報の開示を求めた。

公約文には、「1・人事は、出来る限り会員の意見を聞いて決めます。決して独断と密室で決めません。」、「2・総会へ出席する時の会員(社員)の交通費・宿泊費・食事代を補助します。」など公約19項目、原告の信条等が記載されている。

被告は、公約文の著作物性を否認する等して争った。

<判決の概要>

〔1〕「本件文書は、総極真の代表選挙における原告の公約文であり、被告は、本件文書を構成する個々の表現は、公約としてありふれた表現であるとして、著作物性を争う旨主張する。

しかしながら、もとより、選挙公約には様々な内容のものがあり得るところ、…本件文書には、総極真の代表選挙における原告の19個もの公約や信条に係る記載があり、全体として40以上の文章からなるまとまりのある文書であると